私は理解出来ていません。 以前にも手紙を出し(今三年と月)返信いたたきましたが

今年も早や師走となり、そうなければと思うことのつに

田場西地巴の古題が今な解決していません

区画整理組合と行政面地区担当者で下水道工事動の 田端自治会と町との約束あるのに一度も何んの話もなく

処理場に一番近く一切地区、時々、東自つりしたことのある 半分を地元で出す様、ことが進められています、

この地区、田端自治会にまて説明会を南りて下せる。

お残り中し上げます

田ツっています。 私も自分のためでなく田端自治めために行政と戦いたいと

下といる資料によればどこめ地域も町の一般会計でやっている 多川地区で下水道工事費を出した地域が有ったろあ気之て かではないのか、

出来なり町職員がいるとは思いませんでした。 しているかでは心配です残金の無駄機になるぬ様仕事をしているのが給料・ホーナスを見ないホーツと 今山を見ると担当者三名もいて、こんな簡単な計學 区画整理の仕事は業務代行者にもかせ、日々どんな 地元に近す様行政担当者に申した所人的心と三通り 日報をつけ、それを見てけたいです の考え方を書面で提示されました。 質料をその場で没收されてしまりました。行え所西地区地当着がすびに来て私の特参した もし工事費、半分出した場合、下水道使用料の半分は この件町民の皆さんに気ってほしく今年五月に町民課家口 解決をお願い申し上かります 私は戦が事はしたくならかで町長さんの良心ある

是取近田端自治会にも要受が起きています 何人の説明もなる。 一異红田端地区では家じまいか始まり雅節にさなしい 、自治会長、生産組合長、神社役員の受け番かりません。 一下水道工事勘見も平成二十九年には三億九十二百万円 一般ある街作りと言うなめる区面整理場長と言う文字 は少なくなり、家庭菜園で仕事をしている者の方か多いです 一、責任は私が取りますとう言っていた会長さんも一年たたりい めにこくなられた (理事)を受けていた人が工事始まえる、自分の持分記って 復員をはめてしまった。無責任ではないか、 一、区画整理を先頭にたち、自め、土地は国めもめた一言い、役員 か何人の説明でなく里面から消之畑に行っても震家の名 命和四年十二月 命和三年三月には六億九十八百万四してむり

(3) 都市下水路・公共下水道 [雨水] 建設事業費 (工事請負費) の推移

(3) 公共下水道 [汚水] 建設事業費 (工事請負費) の推移

Ⅱ 汚水編 (単位:千円)

		, C. · · · · · · · · · (単位:千円)			単位:千円)			財 源 内 訳						
	年 度	建設事業費		財 県 費	源 内 N T T	起 債	一般財源	年 度	建設事業費	国費補助	県 費	N T T	起債	一般財源
A		885, 087	国費補助 270400	22,800	0	339, 800	252, 087	昭和60年度以前	2, 531, 883	490, 500	600	0	841, 640	1, 199, 143
1	昭和60年度以前	61, 510	24, 000	0	0	10, 600	26, 910		722, 102	157, 000	0	0	315, 600	249, 502
171/697	昭和61年度 昭和62年度	180, 200	71, 900	0	0	60, 480	47, 820		1, 079, 203	223, 400	8, 000	0	692, 220	155, 583
	昭和63年度	210, 899	83, 000	0	12, 000	47, 240	68, 659	The Control of the Control	1, 169, 984	273, 400	11, 200	63,000	623, 760	198, 624
	平成 元 年度	152, 410	60, 500	0	12, 300	27, 000	52, 610		1, 329, 182	322, 400	9, 700	64, 000	676, 700	256, 382
	平成 2 年度	157, 425	65, 118	. 0	. 0	36, 708	55, 599		1, 166, 059	311, 482	15, 000	56, 650	731, 042	51, 885
1	平成 3 年度	124, 166	49, 600	0	0	24, 800	49, 766		1, 312, 244	358, 400	14, 600	71, 350	677, 700	190, 194
1	平成 4 年度	132, 870	66, 435	0	0	58, 463	7, 972	1.2.22	1, 324, 351	369, 655	14, 500	0	728, 837	211, 359
1,	平成 5 年度	170, 980	85, 490	0	0	75, 231	10, 259	平成 5 年度	1, 437, 666	388, 420	15, 800	0	883, 869	149, 577
All .	平成 6 年度		105, 877	0	0	93, 172	12, 705	平成 6 年度	1, 258, 806	394, 123	11, 200	0	706, 628	146, 855
	平成 7 年度		84, 974	0	0	72, 227	12, 748	平成 7 年度	1, 279, 839	348, 275	10, 580	0	751, 695	169, 289
	平成 8 年度		111, 322	0	0	94, 624	64, 356		964, 982	253, 843	4, 780	0	605, 007	101, 35
	平成 9 年度	100	0	0	0	0	- (平成 9 年度	1, 146, 10	315, 207	4, 340	0	614, 003	
•0)	平成 10 年度		69, 657	0	0	35, 200	39, 30	8 平成 10 年度	1, 052, 36	250, 538	2, 940	0	697, 800	101, 08
	平成 11 年度	-	57, 015	0	0	50, 173	6, 84	2 平成 11 年度	694, 88	213, 284	2, 760	0	390, 857	87, 98
	平成 12 年度	88, 956	41, 549	0	0	42, 124	5, 28	3 平成 12 年度	610, 93	199, 182	1, 990	0	330, 919	78, 84
	平成 13 年度	128, 511	44, 250	0	0	64, 924	19, 33	7 平成 13 年度	250, 98	32, 750	1, 708	3 (165, 078	1 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10
	平成 14 年度	17, 913	5, 072	0	0	4, 565	8, 27	6 平成 14 年度	307, 55	8 101, 938	1, 620	6	163, 746	10000 1000
	平成 15 年度	88, 934	23, 986	29, 727	0	21, 588	13, 63	3 平成 15 年度	349, 59	9 136, 014	15:	2 (185, 012	20041.24
2	平成 16 年度	33, 180	.0	0	0	31, 521		一 平成 10 年度	327, 15	9 139, 395	12	6	153, 451	
	平成 17 年度	5, 985	0	0	0	5, 680	30	平成 17 年度	283, 06	7 102, 067	10	4	145, 310	
	平成 18 年度	29, 390	11, 204	0	C	13, 347	4, 83	平成 18 年度	201, 40	65, 156		0	134, 837	-
	平成 19 年度	78, 206	29, 031	204	0	37, 610		─ 平成 19 年度	207, 77	66, 332	23	5	0 123, 230	
	平成 20 年度	178, 934	88, 453	534	(89, 847		→ 平成 20 年度	₹ 262, 53	83, 651	44	2	0 152, 35	
	平成 21 年度	143, 618	63, 303	282	(78, 900		→ 平成 21 年月	149,0	44, 736	31	3	0 96, 300	
	平成 22 年度	Į 141, 07	33, 814	261	(97, 800		── 平成 22 年B	155, 45	40, 864	19	8	0 105, 20	
	平成 23 年度	13, 64	5 0	0	(5, 400		— 平成 23 年 B	度 68, 25	16, 200		0	0 46, 90	
2	平成 24 年度	34, 49	5 15, 011	0	(17, 77		平成 24 年月	度 42,6	51 7, 559	9	0	0 35, 04	
	平成 25 年月	139, 31	65, 367	0	(73, 94		5 平成 25 年	度 85,3	28, 110	0	0	0 53, 97	
	平成 26 年	支 78, 29	1 32, 600	0		0 45, 69	-	0 平成 26 年	度 79,6	10 15, 750	0	0	0 50, 91	
	平成 27 年月	度 72,34	1 18, 460)		0 53, 86		平成 27 年	度 114, 2	49 27, 59	0	0	0 86, 65	
	平成 28 年	隻 50, 24	9 17, 900	0)	0 32, 34		0 平成 28 年	变 115,0	32 7,00	0	0	0 105,12	
	平成 29 年	度 153, 18	9 53, 540) (<u></u>	0 99, 60		平成 29 年	变 91,4	67 8, 74	0	0	0 80, 37	
	合 計	4, 461, 97	7 1, 748, 828	53, 808	24, 30	0 1, 842, 26	1 792, 7	80 合計	22, 171, 7	21 5, 792, 96	1 132, 8	94 255, 0	12, 151, 78	3, 839, 0

2.690.280 (FA)

1.2.861.064(FP) ≥128億

事業費負担の考え方について

		負担	割合	負担	割合	負担割合		
支出項目	事業費	地元	田丁	地元	囲丁	地元	田丁	
道路工事	5億円	2.5億円	2.5億円	0億円	5億円	0億円	5億円	
公園工事 (調整池含む)	5億円	2.5億円	2.5億円	0億円	5億円	0億円	5億円	
下水道工事	5億円	2.5億円	2.5億円	0億円	5億円	町が別	別に整備	
その他工事 (整地工事など)	7億円	3.5億円	3.5億円	7億円	0億円	7億円	0億円	
調査設計費	6億円	3億円	3億円	1億円	5億円	1億円	5億円	
建物等補償費	20億円	10億円	10億円	16億円	4億円	16億円	4億円	
事務費	2億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	
合計		25億円	25億円	25億円	25億円	22.5億円	22.5億円	
(割合)	50億円	50%	50%	50%	50%	50%	50%	

(考え方A)

(考え方B)

(考え方C)

※この表は考え方を例として示したものであり、実際の数字とは異なります。

- ※考え方Bを採用した理由としては次の事が挙げられます。
 - 1 町の負担分は、原則として公共施設として最終的に町に管理替えされるものを対象とするため
 - 2 区画整理事業で施行する他の工事(道路・公園・宅地整地)と一体で下水道工事を施工した方が効率的であるため



<田端西地区の問題について>

お手紙の中で寒川町に対するご意見を読み取って回答させていただきます。

まず、「田端自治会と町との約束があるのに一度も何の話もなく区画整理組合と行政西地区担当者で下水道工事費の半分を地元で出す様、ことが進められています。」との件について回答いたします。

田端西地区の下水道整備については、平成5年に町が美化センターを更新する際、田端自治会及び田端都市計画審議委員会の要望に対し町が回答した文書の中に記載があります。ご提案者様のご指摘は、「田端自治会と町とのやりとりが、田端自治会から「田端西地区土地区画整理組合設立準備会」(以下、組合設立準備会という)と町になってしまった。よって、田端自治会に対しは何も説明していないのでは?」との事だと思います。これには次の経緯があるため、町は組合設立準備会に対して説明をしてきました。

下水道整備については、平成 29 年に田端自治会として田端西地区にお住まいの方の了解が得られれば土地区画整理事業で整備する事でよしとするとの事でした。

確かに自治会の会員の中にはこの事に満足されない方もいたようですが、大勢の方がこの事でよしとするとの結論になったと聞いています。それを受けて、町は田端西地区にお住まいの方に個別訪問を行い、事情を説明したところ、概ねの方はご理解いただけましたので、下水道整備については組合設立準備会へ向けての説明をしてきたところです。

また、土地区画整理事業で整備される公共施設(道路・公園・下水道)等の費用については、町からの助成金で実施しています。

よって、下水道工事費についても、道路工事費などと同様に町の助成金を充当しており、下水道工事費の半分を田端西地区の組合員が負担しているとのご指摘には、あたりません。

次に「寒川地区で下水道工事費を出した地域が有ったらお知らせください」との件について回答いたします。

寒川町には田端西地区と同様の組合施行の土地区画整理事業の先例はありません。しかし、都市計画法に基づく開発行為や寒川町開発指導要綱による開発行為で公共施設が整備される事例があります。例えば一定の区域について、道路を造って宅地分譲する場合などは、道路内に埋設する下水道本管は開発許可を受けた者が自費により設置します。そして、工事完了後には町が管理を引き継ぎます。

また、「この件を町民の皆さんに知ってほしく、今年5月に町民窓口課に行った所、田端西地区の担当者がすぐに来て、私の持参した資料をその場で没収されてしまいました」との件について回答いたします。

この件については、令和4年5月にご提案者様が町民窓口課に来られた際、対応した職員が田端拠点づくり課の職員を呼んだ際の事だと思います。この時、持参した資料を「没収された」との事ですが、町の認識としては、ご提案者様が資料を持って事情を説明され

た後、お帰りになる際にコピーがあるからと置いていかれたもので、資料をそのままカウンターに放置する訳にもいかないため、町で保管したのが正確なやりとりだと思います。 「没収」という言葉の意味は「強制的に取り上げること」であり、ご提案者様から町職員が強制的に資料を取り上げた事実はありませんので、お手紙の中で「没収されてしまいました」との記載は事実と異なると思います。

以上、いただいたお手紙の内容から、寒川町に対するご意見を3点として回答させていただきました。

なお、田端西地区での下水道整備については、過去、ご提案者様より同様の内容に関する町長あての手紙をいただきまして、令和3年7月19日に文書にて回答しております。 よろしくお願いいたします。